

# 広報かるまい お知らせ版 364号 ①

毎月第2・第4水曜日発行  
全世界帯配布

軽米町役場 総務課 編集  
電話 46-2111 / FAX 46-2335

## 協働参画地域づくり チャレンジ事業を募集

町では、協働参画による地域づくりを推進していくため、町民が自主的かつ主体的に取り組む事業に対して予算の範囲内で支援金を交付しています。

■対象事業 行政区、町内会、自治会、企業及びNPOなど町内各種地域団体が町内で行う社会性の高い自主的・主体的かつ公益的な事業

■対象経費 事業に要する経費から他の補助金・助成金の財源を除いた額

### ■交付額

- ・スタートアップ事業（事業申請3回目までの事業）  
対象経費の3分の2以内（上限額1事業あたり50万円）
- ・ステップアップ事業（事業申請4回以上の事業）  
対象経費の2分の1以内（上限額1事業あたり40万円）

■申込締切 5月22日(金)

※応募された団体の代表者は後日行われる審議会で事業説明をお願いします。

■申込・問い合わせ 総務課・企画担当 ☎46-2111

## 銃砲刀剣類をお持ちの皆さんへ

銃砲刀剣類は原則として所持することはできませんが、美術品または骨董品として価値のあるものは、県教育委員会に登録することで所持することができます。

指定日以外には登録申請はできませんので、忘れずに申請し、登録証の交付を受けてください。

※登録している銃砲刀剣類の所有者が変わったときは、速やかに所有者変更届出書を県教育委員会へ提出する必要があります。

※登録をしていない銃砲刀剣類を発見した時は、すぐに二戸警察署へ届出をしてください。

### ■登録審査会

5月20日(水) 岩手県庁 12階特別会議室

7月20日(月) //

9月23日(水) //

11月20日(金) 岩手県公会堂 2階21号室

1月20日(水) 岩手県庁 12階特別会議室

3月22日(月) 岩手県庁 12階特別会議室

※受付時間は10:00～11:00と13:00～14:00(全日共通)

※当日、刀剣類の受付本数が多い場合、午前中に受付をお済みの方でも午後の審査になる場合があります。

### ■用意するもの

○登録しようとする銃砲刀剣類

○刀剣類発見届出済証(新規登録の場合、警察署で交付します)

○手数料(県証紙) ※審査の結果、必要な場合のみ

再交付 1振りにつき 3,500円

新規登録 1振りにつき 6,300円

○委任状(代理人が審査会に出席する場合に必要です)

※代理人の方は本人確認書類(免許証等)の提示をお願いします。

■問い合わせ 県教育委員会・生涯学習文化財課

☎019-629-6182

## 町の会計年度任用職員を募集

### ■業務内容

道路維持業務(側溝の泥上げ、草刈り、道路の維持補修)

■募集人員 3人

■雇用期間 5月1日～10月31日まで

■賃金 月額133,400円～137,300円

■勤務時間 月曜日～金曜日 8:30～17:15

■加入保険 健康保険、厚生年金、雇用保険、公務災害補償

■申込締切 4月17日(金) 16時必着(郵送可)

■面接日 4月22日(水) ※詳細は別途連絡

■申込方法 履歴書を作成し、写真を貼付のうえ役場・担当部署に提出する。

■問い合わせ 地域整備課・環境整備担当 ☎46-4741

## 令和2年度農業安全スローガン

慣れるほど 忘れてしまうその危険 心につけて若葉マーク

春の農繁期は農業機械による作業の頻度が高まり、農作業事故が発生しやすい時期です。一人一人が注意を払い、農作業事故を防ぎましょう。

## 4月は軽自動車税の納期です

軽自動車税(種別割)は、毎年4月1日現在、町に「主たる定置場」がある軽自動車の所有者などに課税されます。納税通知書は4月16日に発送します。

### ■登録・廃車手続き先

- 軽米町ナンバーのついている車輛(原付・小型特殊自動車)  
→町税務会計課
- 岩手ナンバーのついている車輛(軽自動車・二輪の小型自動車)  
→軽自動車協会など

### ■軽自動車税の減免

障がい者の方の場合軽自動車税が減免になる場合があります。該当すると思われる方は、4月30日(木)までに税務会計課に申請をしてください。

- 申請に必要なもの ①納税通知書 ②印鑑  
③障がい者手帳 ④運転免許証

■問い合わせ 税務会計課・課税担当 ☎46-4737

## 図書館で働く臨時職員を募集

### ■業務内容

町内各学校の図書館情報システムの操作補助、図書データの登録、図書の装備・修繕、町立図書館の補助業務

■勤務場所 町内の各学校、町立図書館

### ■必要資格

- ・普通自動車免許(通勤、学校への移動に使用)
- ・基本的なパソコン操作(ワード、エクセル等)が可能

■雇用期間 5月1日～令和3年3月31日まで

■賃金 日給6,150円～6,830円

■勤務時間 ○通常 8:30～17:15(休憩1時間)  
○遅番 9:50～18:35(休憩1時間)  
※休日は月曜・祝日

■加入保険 雇用保険、労災保険、健康保険、厚生年金

■個別面接試験 4月22日(水) 9:30～(予定)

■申込方法 ハローワークに求職申込の上、町立図書館内の軽米町図書館支援協力会あてで、ハローワークの紹介状と履歴書(写真貼付)を提出ください。

■応募締切 令和2年4月19日(日) 17時まで(必着)

■問い合わせ 軽米町図書館支援協力会 ☎46-4333

## 固定資産税に関するお知らせ

固定資産税は、毎年1月1日時点で土地家屋などを所有している人に課税されます。

### ■課税明細書の内容をご確認ください

課税明細書には、所有する固定資産の所在地、面積、評価額などが記載されています。内容が実態と異なるときや住所などの変更があった場合は、納税通知書の最後にある「異動届」に内容を記入して税務会計課に提出してください。

### ■土地・家屋価格等縦覧帳簿が縦覧できます

土地を所有する納税者の方は「土地価格等縦覧帳簿」、家屋を所有する納税者の方は「家屋価格等縦覧帳簿」で価格などを縦覧することができます。

○縦覧期間 4月30日(木)まで(平日8:30～17:00)

○縦覧場所 税務会計課 ※印鑑と納税通知書が必要

### ■新築住宅に対する特例措置

次の基準に該当する住宅は、新築後3年間は特例が適用され、居住部分の床面積が120㎡までの部分については、税額の2分の1の額が減額されます。

区分	居住部分の割合	該当床面積
専用・貸家住宅	全部	50㎡以上280㎡以下
併用住宅	2分の1以上	居住部分の50㎡以上280㎡以下

■問い合わせ 税務会計課・課税担当 ☎46-4737

## 布団類の粗大ごみとしての収集終了

布団・毛布・じゅうたん・ブルーシートなどの、粗大ごみとしての収集は3月で終了しました。4月以降は、いわて第2クリーンセンターにご自身で持ち込んで処分してください。(1kg当たり税別50円の有料)

■問い合わせ いわて第2クリーンセンター ☎42-4085

## 生ごみの正しい出し方

生ごみは、よく水を切って透明又は半透明な袋に入れて、分別して「生ごみ」として収集日の朝8時30分までに出して下さい。生ごみを分別して出す場合は異物を入れないようお願いします。生ごみの中に入れてはいけない異物とは「プラスチック類、ビニール類、貝がら、アルミ箔」などです。ごみは他人に迷惑をかけないように、ルールを守って出しましょう。

■問い合わせ 町民生活課・町民生活担当 ☎46-4734